

第41号議案

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、調査」を削る。

別表中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同表第17号中「アナログ写真においては、」を削り、「3,480円」を「1,310円」に、「1,160円」を「610円」に改め、「デジタル写真においては、1視野につき1,960円。ただし、1視野増すごとに860円を加算する。」を削り、同号を同表第16号とし、同表中第18号を第17号とし、同表第19号中「成績書等の複本」を「成績書の複本」に改め、「。ただし、アナログ写真を含む成績書等の場合は、写真1枚につき570円を、写真1枚増すごとに330円を加算する。デジタル写真を含む成績書等の場合は、写真1枚につき730円を、写真1枚増すごとに420円を加算する。」を削り、同号を同表第18号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第5条第1項の規定により調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。